

建築士事務所の監督処分基準

1 趣旨

本基準は、山梨県知事の登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者に対して、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項又は第2項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1)「登録取消」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う登録の取消をいう。
- (2)「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3)「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4)「文書注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

処分等の内容は、表1「ランク表」に掲げる処分事由に対応するランクを基本に、下記(1)、(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表3「処分区分表」によって決定するものとする。

(1) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由（表1に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い処分事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する二以上の行為については、時間的、場所的接着性や行為の類似性等を勘案し、単一の行為と見なすことができる場合には一の行為としてランクを決定することができる。

(2) 個別事情によるランクの加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができる。

(3) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容については、今回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重することができる。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査、送検、又は起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他の処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所において適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情がある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日等

(1) この基準は、平成27年6月25日から施行する。

(2) この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

表1

ランク表

監督処分根拠		監督処分事由	関係条文	ランク		
建築士法第26条 第1項	1号	1. 虚偽、不正に基づく建築士事務所登録	23の3①	16		
	2号	2. 登録の拒否事由に該当				
		登録申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない	23の4①			
		成年被後見人又は被保佐人	23の4①			
		禁錮以上の刑に処され、刑の執行を終えた後5年を経過しない				
		建築士法又は建築物の建築に関して罰金の刑に処され、刑の執行を終えた後5年を経過しない				
		暴力団員又は暴力団員でなくなった後5年を経過しない	23の4①			
		建築士の免許を取り消された後5年を経過しない	23の4①			
		暴力団員等がその事業活動を支配する場合	23の4①			
		営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者	23の4①			
	法人の役員が上記の各項目に該当する場合	23の4①				
要件を満たす専任の管理建築士を置いていない	23の4①					
3号	3. 廃業届出懈怠	23の7				
建築士法第26条 第2項	1号	4. 契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3①	4		
		5. 名義貸し	24の2	6		
		6. 再委託の制限	24の3	1~4		
		7. 帳簿の備え付け等及び図書の保存違反	24の4			
		8. 標識の未掲示	24の5			
		9. 閲覧義務違反	24の6			
		10. 重要事項説明義務違反	24の7			
		11. 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8			
		2号	12. 開設者が登録拒否事由に該当		23の4②	3~16
			a 禁錮以上の刑に処せられた者 b 建築士法又は建築物の建築に関し罰金の刑に処せられた者		8	
				8		
	13. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のa、bに該当する場合	23の4②				
	14. 法人の役員が上記のa、bに該当する場合	23の4②				
	3号	15. 変更届出懈怠、虚偽届出	23の5①、②	1~4		
	4号	16. 管理建築士が懲戒処分を受けた		注1		
	5号	17. 所属建築士が懲戒処分を受けた		注2		
	6号	18. 管理建築士が業務範囲を逸脱		2~6		
	7号	19. 所属建築士が業務範囲を逸脱				
	8号	20. 非建築士による設計等の業務の実施				
9号	21. 開設者又は管理建築士が建築士法による処分に違反					
		閉鎖命令又は業務停止命令に違反	26②、10①	16		
		報告の求め又は検査に応じない違反	26の2①	4		
10号	22. 事務所開設者の不正な行為		1~16			

(注)

1. 第26条第2項第4号に該当する場合は、管理建築士に対して行われた懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所における責任等を勧告した処分を行う。

2. 第26条第2項第5号に該当する場合は、所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該処分に係る行為の建築士事務所の業務における位置付け等を勧告して処分を行う。

表2 個別事情による加減表

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	○ 重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3ランク
	○ 行為を行うにつき、やむを得ない事情がある場合	▲1～▲3ランク
行為の態様	○ 違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	▲1～▲3ランク
	○ 暴力的行為又は詐欺的行為	+3ランク
	○ 法違反等の状態が長期にわたる場合	+3ランク
	○ 常習的に行っている場合	+3ランク
是正等の対応	○ 速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	▲1ランク
	○ 処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲1ランク
社会的影響	○ 刑事訴追されるなど社会的影響が大きい	+3ランク
その他	○ 上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表3 処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	事務所閉鎖1月未満
4	事務所閉鎖1月
5	事務所閉鎖2月
6	事務所閉鎖3月
7	事務所閉鎖4月
8	事務所閉鎖5月
9	事務所閉鎖6月
10	事務所閉鎖7月
11	事務所閉鎖8月
12	事務所閉鎖9月
13	事務所閉鎖10月
14	事務所閉鎖11月
15	事務所閉鎖12月
16以上	登録取消

○ 閉鎖期間については、暦に従うものとする。

表4 過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク1)	戒告 (ランク2)	事務所閉鎖 (ランク3～15)	登録取消 (ランク16以上)
文書注意 (ランク1)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">+1ランク (+2ランク)</div> <div style="text-align: center;">+3ランク (+4ランク)</div> </div>			
戒告 (ランク2)				
事務所閉鎖 (ランク3～15)				
登録取消 (ランク16以上)	登録取消			

() は過去の処分の監督処分事由が今回の処分事由と同一の場合

○ 過去の処分等の事由が今回の処分事由と同一の場合は、上表中の()内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の監督処分事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、登録取消を行うものとする。